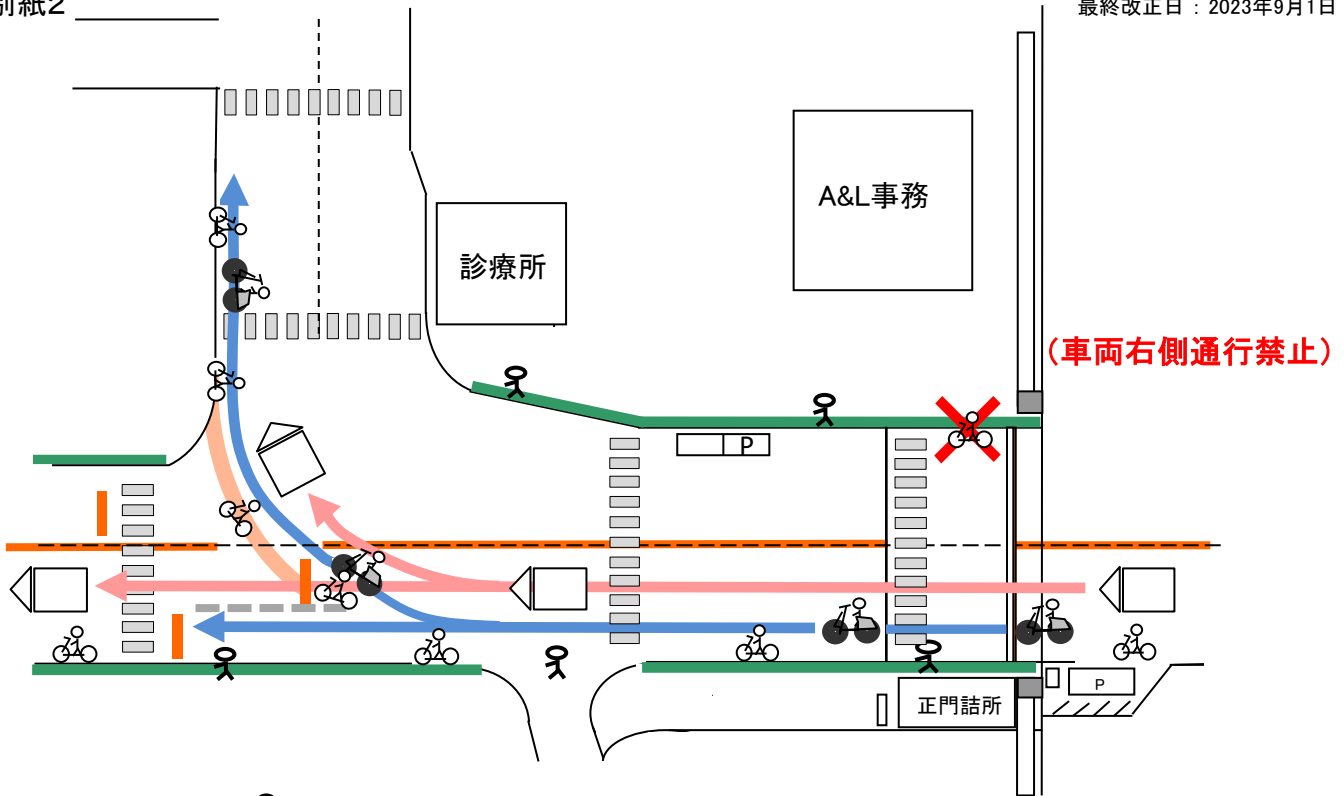


菊本正門入退場要領(朝の混雑緩和対策)

別紙2

最終改正日：2023年9月1日



・歩行者

1. 正門前より両サイドのグリーンベルト上を通門証を提示しながら入場する。

・自転車

1. 車道左側を通行して入場する。
2. 一時停止で停止、自転車に乗ったまま正門警備員へ通門証を提示し、確認を受ける。
その後、周囲の安全確認を行い、徐行で発進し入場する。
自転車に乗ったままでの通門証提示が不安な方は、下車しての提示でもOK。
その場合、後続車に支障のない安全な場所で停車し、下車すること。
※通門証は安全かつ簡単に提示できるよう事前に準備（ながら運転禁止）
3. 物流道路へ右折する場合は、あらかじめ中央線寄りに走行しながら手信号を出し専用通行帯を通行する。
4. 正門入場後、直進車両はそのまま左側車線の左側を通行する。

・バイク

1. 一時停止で停止、バイクに乗ったまま正門警備員へ通門証を提示し、確認を受ける。
その後、周囲の安全確認を行い、徐行で発進し入場をする。
※通門証は安全かつ簡単に提示できるよう事前に準備（ながら運転禁止）
2. 物流道路へ右折する場合は、あらかじめ中央線寄りに走行し指示器を出し専用通行帯を通行する。
3. 正門入場後、直進車両はそのまま左側車線の左側を通行する。

・自動車

1. 一時停止線で停止、通門証を提示して入場する。
2. 中央1号線を直進する自動車は、右折する自転車・バイクと十分な車間距離を保持して通行する。
3. 物流道路へ右折する自動車は、あらかじめ中央線寄りに走行しながら早めに指示器を出して通行する。
4. 自動車は左折、右折する自転車・バイクに充分注意して運転する。

退場制限

- ・7:00~8:00は、**車両の退場禁止**（車両は Pゾーンで待機）

※ただし次の場合を除く

- ・規制時間内であっても、特別な事情により警備消防課が許可する場合は、退場を認める。
（事前に警備消防課菊本へ連絡し許可を受け、正門にて通門証の確認を受け退場する）
警備消防課菊本 内6312 外37-2676

※7:00~8:00規制区域外の交通及び規制時間外の交通については
愛媛工場道路交通規則実施細則を適用する。